

水と緑とふれあいのまちに向けて

黒目川親水化進む

平成20年第2回定例会は、6月5日から6月24日までの20日間の会期で開催されました。今定例会では、市長提出議案「東久留米市税条例の一部を改正する条例」ほか10件、議員提出議案15件、請願6件、陳情35件を審議しました。結果は4面をご覧ください。

「東久留米市税条例の一部を改正する条例」・「東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例」を承認・可決

平成20年4月30日に成立し、同日付けをもって交付された「地方税法等の一部を改正する法律」により、東久留米市税条例の一部と東久留米市都市計画税条例の一部を改正する必要があります。

施行期日が平成20年4月1日であるものについては、市議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、6月5日の本会議において全員賛成で承認されました。

それ以外のこれら適用されるものについては総務委員会に付託、審査され、6月24日の本会議において市税条例は賛成多数で、都市計画税条例は全員賛成で可決されました。

東久留米市税条例の一部を改正する条例

専決処分により承認された主な改正点は次の通りです。

- 個人市民税①個人住民税に係る住宅ローン特別税額控除の申告期限の延長。法人市民税②公益法人制度改革への対応。固定資産税③省工ネ改修工事を行った住宅に係る減額④新築住宅に対する減額特例の延長

①省工ネ改修工事を行った住宅に係る固定資産

【委員会での質疑から】
寄附金税制の「ふるさと納税」導入により、市税への影響は、②減収になるのでは。

答弁 ①市税への影響は把握が難しい。総務省の試算では、全国で12億円から20億円の影響が出ると予測している。②人口割の単純計算で100万円のプラスを期

【法人ではない社団とは具体的に何を指しているのか。】

答弁 同業者の団体、同窓会などが該当する。

委員会では審査された主な改正点は次の通りです。

- 個人市民税①寄附金税制の拡充②証券税制の見直し③公的年金からの特別徴収制度の導入。法人市民税④固定資産税⑤公益法人制度改革への対応



平成の名水百選「落合川と南沢湧水群」
沢頭湧水（南沢緑地保全地域内）

黒目川2号雨水幹線築造工事の請負契約締結に同意

平成20年度黒目川雨水幹線築造工事の請負契約の締結については、委員会への付託を省略し、6月24日の本会議で審議され、全員賛成で同意されました。

本案は、6月12日に希望制指名競争入札を行い、株式会社入江土木東京支店が落札し、翌13日に仮契約が成立しているもの。契約金額は消費税および地方消費

待っている。広報等を通じて普及させていきたい。

【公的年金からの市民税引きについて、市民への周知方法は、】

答弁 広報、確定申告・市民税の申告時期など、繰り返し案内していきたい。

東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例

改正内容は、地方税法に引用規定を置く「課税標準の特例の規定に関する条文項目の整理」です。

本工事は、柳窪五丁目9番先の工事で、下水道法認可計画による雨水幹線施設および都市計画マスタープランに基づいた親水施設の整備を行うものです。

区間は、第十小学校西側三方橋から久留米西住宅西側柳橋までの320mです。内容は、三方橋下流部80mと支流部47mの河床整形工、柳橋上流部134mと水衝部29mの石積みによる護岸築造、右岸部274mの遊歩道、柳橋上流右岸のポケットパークの整備です。

議会を傍聴しませんか

市議会の傍聴は議会の活動に触れる最も身近な方法です。本会議や委員会には、市長、副市長、教育長など、市の理事者が出席し、会議の中で市がどのような方針や考え方で市政を進め

請願・陳情の提出方法

市議会では、市政についての市民の皆さんの希望や要望を、請願や陳情の形で受けています。

陳情の取り扱いについては、議長から議会運営委員会に諮問され、本年3月に

「陳情は審査しない」との答申がありました。これを受け、提出された陳情書を各議員に配布し、市長に参考送付するよう、取り扱いが変わりました。

提出方法

市政についての希望や要望を文書にして議長あてに提出します。

書き方

- ① 題名 求める(に)関する(請願)を求め(る)に(関する)「請願」を求め(る)に(関する)「陳情」のような表現にしてください。
- ② 紹介議員の署名・押印 請願には1名以上の紹介議員が必要で、議会の申し合わせ事項により、議長・副議長およびその請願が付託される委員会の委員長は紹介議員になることができます。
- ③ 趣旨 要望の趣旨を明確・簡潔に書いてください。
- ④ 提出年月日
- ⑤ 提出者の住所・氏名

邦文を用いて、次の事項を必ず書いてください(図1参照)。

今号の内容案内	
一般質問	2・3面
教育長報告	4面
提出議案と結果	4面
請願・陳情など	4面

図1 請願・陳情の記入例→

図2 署名簿の記入例↓

Diagram showing the layout of a petition and signature book. It includes sections for '陳情 (要望の趣旨)', '請願 (要望の趣旨)', and a '署名簿' table with columns for '住所', '氏名', and '印'.

① 題名
② 紹介議員名 (陳情には不要)
③ 趣旨 (要望事項)
④ 提出年月日
⑤ 代表者住所・氏名

ただし、②と④は省略できます。

図1の請願書、陳情書の写しでも可。

が必要で、提出された請願書は、所管の委員会に審査を付託、審査後にその結果を本会議に報告し、採択・不採択等を決めます。結果は提出者(代表者)に通知します。本会議で採択された請願は、市長や教育委員会などの市の機関に送付し、その実現を要望します。